

嘉手納町西浜区子どもの居場所運営業務委託に係る  
公募型プロポーザル方式実施要領

1 委託業務名

嘉手納町西浜区子どもの居場所運営業務委託

2 公募の目的

「嘉手納地区学習等供用施設・児童館」や「屋良地区体育館・図書室」から離れた地域となる西浜区地域において、健全な遊び場を提供し、安心・安全な居場所で他者との交流や遊びをとおして児童の福祉の増進を図ることを目的として、業務を実施する事業者を公募する。

3 委託業務の内容

別添「嘉手納町西浜区子どもの居場所運営業務委託に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

4 委託期間

契約の日（令和5年6月下旬予定）から令和6年3月31日まで

5 予算額

3,153千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※当該金額は、企画提案において提示する金額の上限額であり、契約金額ではない。

6 応募資格

次に掲げる要件全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国及び地方公共団体において指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、会社更生手続き又は民事再生手続きの開始の申し立てがされている者でないこと。
- (4) 嘉手納町暴力団排除条例（平成23年嘉手納町条例第9号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 国税、県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (6) 沖縄県内に事業所がある法人・団体であること。
- (7) 沖縄県内において、子ども支援に係る実績を有する者であること。

7 スケジュール

令和5年5月29日（月）	企画提案公募及び質問受付開始
令和5年6月2日（金）	質問事項受付期限
令和5年6月5日（月）	質問に対する回答期限
令和5年6月12日（月）	参加申込期限、企画提案書受付開始

令和5年6月16日（金）	企画提案書提出期限
令和5年6月21日（水）	選定審査会（プレゼンテーション）
令和5年6月22日（木）	選定結果通知予定
令和5年6月22日以降	見積書提出・契約締結

※事務の都合上、スケジュールを変更する場合があります。

## 8 質問事項受付

質問書（様式1）を電子メールにて受け付ける。

（1）受付期限：令和5年6月2日（金）17時（必着）

（2）質問に対する回答

令和5年6月5日（月）までに、質問者に直接メールにて回答するほか、嘉手納町ホームページに掲載する。

（3）提出先メールアドレス

[jidofukushi@town.kadena.okinawa.jp](mailto:jidofukushi@town.kadena.okinawa.jp)

## 9 企画提案参加申込書の提出

企画提案参加申込書（様式2）を嘉手納町子ども家庭課児童福祉係へ提出する。

提出期限：令和5年6月12日（月）17時（必着）

## 10 企画提案書等の提出

企画提案書等の書類一式を嘉手納町子ども家庭課児童福祉係へ提出する。

（1）提出期限：令和5年6月16日（金）17時（必着）

（2）提出書類

以下の書類を一式にまとめ、通し番号等のインデックスを付け、A4フラットファイルに綴り、正本1部及び副本7部（合計8部）を提出すること。

①企画提案書提出届（様式3）

②企画提案書（任意様式）

③会社等概要（様式4）

④業務実績（様式5）

⑤国税、地方税の納税証明書

⑥見積書（様式6）

（3）企画提案書の作成方法

企画提案書（任意様式）は、別添「仕様書」の「4 事業の内容」を踏まえ、以下の項目について記載すること。

①企画提案の概要に関すること

②業務の実施体制に関すること

## 11 プレゼンテーション

（1）提出された企画提案書等により、提案者による25分程度（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）のプレゼンテーションを実施する。

(2) プレゼンテーション日時：令和5年6月21日（水）※時間は別途通知する

## 12 企画提案に係る留意事項

- (1) 企画提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、差し替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返却しない。
- (2) 虚偽の記載又は予算額を超えた企画提案書等は無効とする。
- (3) 応募資格要件を満たさない者又は委託事業者を選定するまでの間に応募資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書等は無効とする。
- (4) 企画提案書の作成に関する費用等、企画提案に要する経費については、提案者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等は、本件企画提案における選定作業以外には使用しない。
- (6) あらかじめ提出した企画提案書に基づき説明すること。プレゼンテーション時にモニター等を使用する場合も企画提案書と同一の資料を用いること。
- (7) 審査は対面方式により実施する。

## 13 委託事業者の選定方法

- (1) 町が設置する「嘉手納町西浜区子どもの居場所運営業務委託業者選定委員会」において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容等について審査を行い、委託候補者を選定する。
- (2) 評価項目は別表「審査項目」のとおり
- (3) 参加者が一提案者のみの場合については、プロポーザルを実施し、その点数が過半数を獲得した場合は、その提案者を委託候補者として決定する。

## 14 結果の通知と公表

選定結果は、嘉手納町ホームページにて公表する。また、すべての提案者に対して文書で通知する。

## 15 契約締結時の留意事項

町は委託候補者と協議し、委託候補者が提案した内容を反映した業務仕様書を作成する。また、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認したうえで契約を締結する。

問い合わせ先

〒904-0293

沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 588 番地

嘉手納町役場 子ども家庭課 児童福祉係

電話：098-956-1111（内線 271）

メール：jidofukushi@town.kadena.okinawa.jp

別表 プロポーザル審査項目

審査項目	審査基準
事業目的の理解度	業務の目的を十分に理解した提案となっているか。
事業の内容	効果的かつ実現性の高い内容か。
実施体制	円滑が可能となる体制であるか。
業務実績	過去に子ども支援業務の実績があるか。
見積価格	必要な経費が適切に見積もられているか。